

利用料金改定のお知らせ

伊賀市文化会館では、令和元年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、利用料金を改定いたします。

10月1日以降に申請を受け付けた使用から適用となります。

《伊賀市文化会館》

条例別表（第7条関係）

施設の名称		変更後の利用料金				現行の利用料金			
		基本利用料金（円）				基本利用料金（円）			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール	平日	15,710	22,000	26,100	60,760	15,400	21,600	25,700	59,600
	土・日・休日	22,000	30,380	36,660	83,810	21,600	29,800	35,900	82,200
ホワイエ	平日	15,710	22,000	26,190	60,760	15,400	21,600	25,700	59,600
	土・日・休日	22,000	30,380	36,660	83,810	21,600	29,800	35,900	82,200
楽屋	第1楽屋	1,040	1,460	1,780	4,090	1,020	1,430	1,740	4,010
	第2楽屋	630	840	1,040	2,310	610	820	1,020	2,260
	第3楽屋第4楽屋（1室につき）	310	420	520	1,160	300	410	510	1,130
リハーサル室		1,570	2,200	2,620	6,080	1,540	2,160	2,570	5,960
多目的室		2,200	3,140	3,770	8,690	2,150	3,050	3,700	8,530
会議室		1,040	1,460	1,780	4,090	1,020	1,430	1,740	4,010
リハーサルロビー		1,040	1,460	1,780	4,090	1,020	1,430	1,740	4,010

備考

1 午前・午後使用は、午前9時から午後5時、午後・夜間使用は午後1時から午後10時の時間とし、その利用料金は、各時間帯の基本利用料金の合計額とする。

2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

3 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、基本利用料金に次表の割合を乗じて得た額を加算する。ただし、使用者が入場料又はこれに類するものを徴しない場合でも営利の目的のために使用する場合は、基本利用料金に100分の100を乗じて得た額を加算する。

営利の目的のため使用する場合は、100分の200

営利の目的以外に使用する場合は、100分の50

4 ホールを準備又は練習のため使用する場合は、基本利用料金の100分の50に相当する額とする。

5 使用許可時間以外の超過使用は、施設の使用に関し支障がない限り1時間以内とし、超過利用料金は、その直前時間帯の基本利用料金の100分の30とする。

6 午前・午後の多目的室を3分の1使用する場合は、当該利用料金に100分の30を乗じて得た額とする。

7 第2楽屋を分割して使用する場合は、当該利用料金に100分の50を乗じて得た額とする。

8 冷暖房の利用料金は、基本利用料金に100分の50を乗じて得た額とする。

9 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

10 この表に定めのない施設の利用料金は、類似する施設の利用料金に準じて算出した額とする。

11 営利の目的とは、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をいう。

【伊賀市文化会館】

区分	附属設備等の名称	単位	利用料金	備考
ホール 舞台設 備及び 備品	音響反射板	1式	5,240	
	所作台	1式	5,240	
		1台	310	
	平台	1台	210	
	松羽目	1式	2,090	
	竹羽目	1式	2,090	
	金屏風	1双	1,570	
	大太鼓	1台	1,040	
	ひな段用けこみ	1式	520	
	指揮者台	1台	210	
	指揮者用譜面台	1台	210	
	楽士用譜面台	1台	110	
	地がすり	1枚	1,040	
	紗幕	1枚	1,040	
	緋毛せん	1枚	210	
	長座布団	1枚	110	
	高座用座布団	1枚	110	
	めくり台	1個	110	
	パレー用リノリウム	1枚	310	
	上敷	1枚	210	
	仮設鳥屋囲	1式	1,040	
	演台	1台	1,040	
	花台	1台	210	
	司会者台	1台	310	
	迫り	1基	2,090	
	花道用所作台	1式	1,040	
	スクリーン	1式	1,040	
	コントラバス用イス	1脚	110	
ドライアイスマシン	1台	1,570		
スモークマシン	1台	1,570		
持込器具	1kW	110		
ホール 照明設 備及び 備品	フット・ライト	1列	730	
	花道フット・ライト	1列	420	
	ローア・ホリゾン・ライト	1列	1,260	
	ボーダー・ライト	1列	940	
	アッパー・ホリゾン・ライト	1列	1,890	
	トーメンタル・タワー・ライト	1式	2,200	
	トーメンタル・ライト	1式	1,570	

【伊賀市文化会館】

区分	附属設備等の名称	単位	利用料金	備考
	フロント・サイド・スポット・ライト	1式	4,400	
	シーリング・スポット・ライト	1式	4,400	
	ピンスポット(2kW)	1台	1,680	
	ピンスポット(1kW)	1台	1,040	
	ピンスポット(500W)	1台	630	
	スポット・ライト(1kW)	1台	310	
	スポット・ライト(750W)	1台	260	
	スポット・ライト(500W)	1台	210	
	特別照明器具	1台	520	
	パー・ライト	1台	310	
	ミラー・ボール	1台	630	
	スパイラル・マシン	1台	630	
	ディスク・マシン	1台	630	
	スライドキャリアマスク	1台	630	
	ストロボ・マシン	1台	630	
	ドラム・マシン	1台	630	
	先玉	1個	210	
	波フェクトマシン	1台	630	
	Aセット	1式	5,240	
	Bセット	1式	8,380	
	Cセット	1式	10,480	
	Dセット	1式	15,710	
	持込器具	1kW	110	
ホール 音響設 備及び 備品	拡声装置	1式	2,090	マイク別
	ステージ・スピーカー	1台	1,260	
		1式	10,060	8台以上
	移動式スピーカー	1台	1,260	
	フォールドバック・スピーカーA	1台	630	
	フォールドバック・スピーカーB	1台	940	
	ワンポイント集音マイク	1本	1,570	
	マイクコンデンサ	1本	1,040	
	マイクダイナミック	1本	520	
	ダイレクトボックス	1個	520	
	ワイヤレス・マイク ハンド型	1本	1,040	
ワイヤレス・マイク タイピン型	1本	1,260		

【伊賀市文化会館】

区分	附属設備等の名称		単位	利用料金	備考
	エレベーター・マイク装置		1式	1,040	マイク別
	3点吊マイク装置		1式	1,040	マイク別
	カセット・デッキ		1台	730	
	コンパクト・ディスク・プレーヤー		1台	730	
	MDプレーヤー		1台	730	
	エフェクター		1台	730	
	CD-Rレコーダー		1台	730	
	ソリッドステートプレーヤー		1台	730	
	移動用ミキサー		1台	1,040	
	移動用ミキサー(デジタル)		1台	1,570	
	持込器具		1kW	110	
ホール映 写設備及 び備品	映写機	35mm	1台	6,290	スクリーン付
		35mm16mm兼用機	1台	6,290	
		液晶プロジェクター	1台	520	
ピアノ	外国製 フルコンサート・ピアノ		1台	10,480	調律料は別
	日本製 フルコンサート・ピアノ		1台	5,240	調律料は別
	日本製 アップライト・ピアノ		1台	1,040	調律料は別
ホール 以外の その他 設備及 び備品	展示パネル		1枚	110	照明付
	持込器具		1台	110	
	シャワー		1室	520	
	液晶プロジェクター		1台	520	
	ソリッドステートプレーヤー		1台	500	
	CDプレーヤー		1台	500	
	ワイヤレス・マイク ハンド型		1本	500	
	ワイヤレス・マイク タイピン型		1本	500	
	スポット・ライト		1灯	100	